

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

### 【告示】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

〃

〃

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届

出

○ 国民健康保険組合の規約の変更認可

○ 保安林の解除予定

〃

### 【公告】

○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習

○ (前期)の実施

○ 国土調査の成果の認証

○ 令和三年度岡山県農林水産総合センター

農業大学の学生の募集

○ 土地改良事業の工事完了

○ 公共測量の終了

〃

担当課(室)

指導監査室

〃

〃

〃

〃

〃

長寿社会課

治山課

〃

消防保安課

中山間・地域振興

課

農政企画課

耕地課

監理課

〃

## 目次

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【公立大学法人岡山県立大学】

○ 一般競争入札の実施

担当課(室)

建築指導課

公立大学法人岡山

県立大学

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

つむぎ落合

#### 2 所在地

高梁市落合町阿部一九九六一二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

#### 2 主たる事務所の所在地

高梁市横町一〇七二番地一

### 三 指定年月日

令和二年二月一日

### 四 事業所番号

三三五〇九〇〇〇八四

### 五 事業の種類別

放課後等デイサービス

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

むすび桜が丘

#### 2 所在地

赤磐市桜が丘東一丁目一三一一番地四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社桜が丘福祉会

#### 2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東六丁目六番地五一二

### 三 指定年月日

令和二年四月一日

### 四 事業所番号

三三五一三〇〇一〇二

### 五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

◎岡山県告示第二百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援事業所 すみよしキッズ

2 所在地

笠岡市笠岡二四六一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人笠岡を元気にする会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市四番町三番地二〇

三 指定年月日

令和元年九月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇九〇

五 事業の種別

児童発達支援

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ふくろうヘルプ津山

#### 2 所在地

津山市平福五一―五

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社永心

#### 2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町平八六五番地

### 三 指定年月日

令和元年十一月一日

### 四 事業所番号

三三一〇三〇〇八四七

### 五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ニチイケアセンター井原

#### 2 所在地

井原市井原町一二六一番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社ニチイ学館

#### 2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

### 三 指定年月日

令和元年十月一日

### 四 事業所番号

三三一〇七〇〇二一〇

### 五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ニチイケアセンター備前

#### 2 所在地

備前市東片上六四六一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社ニチイ学館

#### 2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

### 三 廃止年月日

令和二年三月三十一日

### 四 事業所番号

三三一―一〇〇〇七一

### 五 サービスの種類

同行援護

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 組合の名称

中四国薬剤師国民健康保険組合

### 二 変更事項

組合の地区

変更前

（地区）

第五条 組合の地区は、次のとおりとする。

一 鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県及び徳島県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

二 兵庫県、広島県及び福岡県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

変更後

（地区）

第五条 組合の地区は、次のとおりとする。

一 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県及び徳島県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

二 兵庫県及び福岡県の区域内の市町村の区域をその地区とする。

### 三 変更年月日

令和二年三月二十六日

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

総社市新本字大平五四五九の六から五四五九の九まで

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

## ◎岡山県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

浅口市金光町下竹一七七五の七、一七七五の八

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため

令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔一三二〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習（前期）を次のとおり実施する。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、種別及び場所

講習年月日	時間	講習の種別	場 所
令和二年六月三十日 （火曜日）	九三〇～ 一一三〇	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「大規模危険物施設従事者講習」という。）	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール
令和二年七月一日（水曜日）	九三〇～ 一一三〇	大規模危険物施設従事者講習	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール

令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

	<p>一三三〇〇 一六三三〇</p>	<p>大規模危険物施設 従事者講習</p>	
<p>令和二年七月二日（木曜日）</p>	<p>九三三〇〇 一一三三〇</p>	<p>大規模危険物施設 従事者講習</p>	<p>倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラ ザ五階プラザホール</p>
<p>令和二年七月三日（金曜日）</p>	<p>九三三〇〇 一一三三〇</p>	<p>給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「給油取扱所従事者講習」という。）</p>	<p>倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラ ザ五階プラザホール</p>
	<p>一三三〇〇 一六三三〇</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設及び給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「その他の危険物施設従事者講習」</p>	

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

	令和二年七月十五日 (水曜日)	令和二年七月十四日 (火曜日)	令和二年七月九日(木曜日)	令和二年七月八日(水曜日)	令和二年七月七日(火曜日)	
一三三〇〇	九三三〇〇 一一三三〇	九三三〇〇 一一三三〇	九三三〇〇 一一三三〇	九三三〇〇 一一三三〇	九三三〇〇 一一三三〇	九三三〇〇 一一三三〇
その他の危険物施設	給油取扱所従事者講習	その他の危険物施設従事者講習	給油取扱所従事者講習	大規模危険物施設従事者講習	大規模危険物施設従事者講習	大規模危険物施設従事者講習
岡山ふれあいセンター	岡山市中区桑野七一五 一二	赤磐市津崎一一四 赤磐市消防本部	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ 五階プラザホール	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ 五階プラザホール	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ 五階プラザホール	倉敷市笹沖一八〇番地 くらしき健康福祉プラザ 五階プラザホール

という。)

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

令和二年七月三十一日 (金曜日)	九三三〇〃 一一三三〇	給油取扱所従事者 講習	津山市勝部二〇一七 津山勤労者総合福祉セ ンター	令和二年七月三十日 (木曜日)	九三三〇〃 一一三三〇	給油取扱所従事者 講習	津山市勝部二〇一七 津山勤労者総合福祉セ ンター	令和二年七月二十二日 (水曜日)	九三三〇〃 一一三三〇	給油取扱所従事者 講習	美作市櫛原下一一〇〇 美作市消防本部	令和二年七月二十一日 (火曜日)	九三三〇〃 一一三三〇	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	真庭市落合垂水六一八 落合総合センター	令和二年七月十七日 (金曜日)	九三三〇〃 一一三三〇	給油取扱所従事者 講習	岡山市中区桑野七一五 一二 岡山ふれあいセンター	一六三三〇	設従事者講習

二 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事しているもの

三 講習科目及び講習時間

1 危険物関係法令に関する事項 一時間

2 危険物の火災予防に関する事項 二時間

四 受講手続及び受講手数料

所定の受講申請書に必要事項を記入の上、四千七百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて提出すること。なお、証紙には消印しないこと。

五 受講申請書の受付期間

令和二年四月六日（月曜日）から同年五月二十九日（金曜日）まで

六 受講申請書の提出先

〒七〇〇一〇八二三

岡山市北区丸の内二一―二一〇 内山下ビル三階

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

七 その他

詳細については、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会（電話〇八六一―二三二―四八〇六）又は岡山県消防保安課（電話〇八六一―二二六―七二九六）に問い合わせること。

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔一三三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉敷市	平成二十九年四月 ～ 平成三十一年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	玉島柏島の一部	令和二年四月一日
岡山市	平成二十八年四月 ～ 平成三十年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	① 北区建部町 市場の一部	令和二年四月一日

〔一三四〕令和三年度の岡山県農林水産総合センター農業高等学校（以下「農業大学校」という。）の学生の募集を次のとおり実施する。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で計三十五名

推薦入学人員は、募集人員のおおむね七割とするとともに、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学・一般入学共通

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和三年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育（通常の課程以外の課程によるこれに相当する学校教育を含む。）を修了した者（令和三年三月修了見込みの者を含む。）

(2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者（令和三年三月修了見込みの者を含む。）

(3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(4) (1)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

2 推薦入学

次の要件を全て満たす者

- (1) 県内での就農意欲が高く、本県農業の担い手となる意思が強い者であること。
- (2) 人物及び健康に優れ、高等学校長等が責任を持って推薦する者であること。
- (3) 農業大学校を専願する者であること。

3 一般入学（前期・後期）

本県農業の担い手となる意思が強い者

三 入学試験等

1 推薦入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

令和二年八月二十六日（水曜日）から同年九月九日（水曜日）まで。なお、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

(ア) 入学願書（所定の用紙）

(イ) 履歴書（所定の用紙）

(ウ) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）

(エ) 身体検査書（所定の用紙。令和三年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）

(オ) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

(カ) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(イ)の履歴書に貼り付けること。）

(キ) 推薦書（所定の用紙）

a 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

b その他の者については、次のいずれかに該当する者の推薦書

(a) 出身の高等学校又は中等教育学校の校長

(b) 本人若しくは保護者の現任所地又は就農予定地を所轄する市町村長又は農業協同組合長

(ク) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、四百四円分の切手を貼った返

信用封筒（長形三号）

ウ 提出先

農業大学校

〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七

(2) 入学試験

ア 試験日時

令和二年九月二十六日（土曜日）午前九時三十分から

イ 試験場所

農業大学校

ウ 試験科目

筆記試験及び面接

エ 筆記試験の科目

小論文

(3) 合格発表

令和二年十月九日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学校のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

2 一般入学

(1) 入学志願手続

ア 受付期間

(ア) 前期試験

令和二年十月十四日（水曜日）から同月二十八日（水曜日）まで。なお、

郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(イ) 後期試験

令和三年一月四日（月曜日）から同月十三日（水曜日）まで。なお、郵送

等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

イ 提出書類

1 (1)イの(ア)から(カ)まで及び(ク)の書類

ウ 提出先

1 (1)ウに同じ。

エ 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては、一般入学後期試験を実施しないことがある。

オ 推薦入学試験に不合格となった者のうち一般入学前期試験又は一般入学後期試験の受験を志願するもの及び一般入学前期試験に不合格となった者のうち一般入学後期試験の受験を志願するものは、次の書類をアの受付期間中に提出す

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

ることにより、当該試験を受験することができる。

- (ア) 入学願書（所定の用紙）
- (イ) 写真 一枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）
- (ウ) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、四百四円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）
- (エ) 推薦入学試験又は一般入学前期試験の応募の際の第一志望から専攻コースを変更する場合にあつては、志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

## (2) 入学試験

### ア 試験日時

- (ア) 前期試験  
令和二年十一月十三日（金曜日）午前九時三十分から
- (イ) 後期試験  
令和三年一月二十七日（水曜日）午前九時三十分から

### イ 試験場所

農業大学校

### ウ 試験科目

筆記試験及び面接

### エ 筆記試験の科目

必須科目 小論文

選択科目 次の科目のうちいずれか一つの科目を選択すること。ただし、

いずれの科目を選択した場合であっても基礎的な学力を問う共通の計算問題を出題する。

- (ア) 数学Ⅰ
- (イ) 生物基礎
- (ウ) 農業と環境

## (3) 合格発表

### ア 前期試験

令和二年十一月二十七日（金曜日）午前十時頃

### イ 後期試験

令和三年二月五日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

四 その他

1 修業年限 二年

2 募集人員に満たない場合は、二次募集を行う場合がある。

3 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔一三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区2条2	農業用排水施設	令和二・三・一一
〃	西七区支線79号	〃	令和二・三・一六
〃	西七区支線123号	〃	〃
〃	西七区支線125号	〃	令和二・三・一一
〃	東畦22樋門	かんがい排水	令和二・三・九
〃	内尾南	〃	〃
〃	錦沖4南2	〃	〃
〃	錦東32樋門	〃	令和二・三・一三
〃	錦中34―1樋門	〃	令和二・三・一三
〃	錦六区悪水縦3樋門	〃	令和二・三・九
〃	都沖5樋門	〃	〃
〃	沖2―2樋門	〃	令和二・三・一三
〃	丘1宗津川樋門	〃	〃
〃	宗津西町3番川	〃	令和二・三・一〇

令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔一三六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方事務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町古新 田内地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和二年二月二十日	終了年月日

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔一三七〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島陶地区	測量区域
公共測量（ほ場整備に伴う三級基準点測量）	測量の種類
令和二年三月二十五日	終了年月日

# 令和2年4月7日 岡山県公報 第12183号

〔二三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字中溝三一六一二、三一七一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井手一四一

株式会社イケイオート

代表取締役 池上亮太郎

三 許可番号

岡山県指令建指第三三〇号

◎公立大学法人岡山県立大学公告第二号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月七日

公立大学法人岡山県立大学理事 長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学学内ネットワーク更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学学内ネットワーク更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申

請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス、小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものと。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(7) 賃貸借する物品について、第三者から本県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者名簿に登録されており、その営業種目が、「大分類9 その他、小分類12 レンタル・リース類」であつて、その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和2年4月28日(火)午後5時

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 94-2027 (直通)

F A X (0866) 94-2732

電子メールアドレス nwkoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 2 年 4 月 7 日（火）から同月 28 日（火）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付方法

(1) の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和 2 年 4 月 7 日（火）から同月 28 日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

(1) の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和 2 年 5 月 18 日（月）午前 10 時

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和2年5月15日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation and maintenance services for Okayama Prefectural University campus network system

(2) Service period :

From October 1, 2020 through September 30, 2025

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 18, 2020, at 10:00 A.M.

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,  
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,  
TEL 0866-94-2111 (main phone number)